

平成 30 年 度

定期監査結果報告書  
(第3次)

企 画 総 務 部  
保 健 福 祉 部  
市 議 会 事 務 局  
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局  
公 平 委 員 会 事 務 局

大 牟 田 市 監 査 委 員

大牟田市議会議長 境 公司 殿  
大牟田市市長 中尾昌弘 殿  
大牟田市選挙管理委員会委員長 井手 保 殿  
大牟田市公平委員会委員長 中尾哲郎 殿

大牟田市監査委員 中原修作  
同 松尾哲也

定期監査の結果について(平成30年度第3次)

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

- 1 監査の対象 企画総務部、保健福祉部、市議会事務局  
選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局
- 2 監査執行期間  
平成31年2月14日(木)から同年4月22日(月)まで
- 3 監査の範囲  
財務に関する事務の執行 平成30年12月末日現在  
公印、現金等の管理 検査日現在

4 監査の方法

今回の監査は、主に平成30年度における財務に関する事務の執行状況を対象とし、関係法規及び予算に基づき適正に管理、執行されているかどうかについて試査するとともに、関係職員等からの説明を受け実施した。

なお、当該監査は、監査委員中原修作及び前任監査委員大野哲也により執行されたものである。

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一

部において、次のとおり個別指摘事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

なお、個別指摘事項に対する措置が講じられた場合は、その通知を求めるものである（地方自治法第199条第12項）。

## 【監査項目】

### 一般会計

#### （企画総務部）

##### [歳入]

- 1 市有地貸付収入（現年度、滞納） （公共施設マネジメント推進課）
- 2 物品売払収入 （契約検査室）

##### [歳出]

- 3 文書管理費 （総務課）
  - 4 大牟田・大同両市友好都市相互派遣交流事業費 （総合政策課）
  - 5 おおむたの魅力発信事業費 （広報課）
  - 6 移住定住促進費 （広報課）
  - 7 財政管理費 （財政課）
  - 8 産休・病欠者等補充臨時職員賃金 （人事課）
  - 9 職員健康診断・健康相談関係費 （職員厚生課）
  - 10 庁舎整備等検討事業費 （公共施設マネジメント推進課）
  - 11 世界遺産関連施設等保存活用費 （世界遺産・文化財室）
  - 12 情報通信管理運営費 （情報化推進室）
- （1）その他の経費

##### [公印]

- 13 公印の管理 （総務課、総合政策課、秘書課、広報課、財政課、行財政改革推進室、人事課、職員厚生課、公共施設マネジメント推進課、世界遺産・文化財室、情報化推進室、契約検査室）

#### （保健福祉部）

##### [歳入]

- 1 財産貸付収入 （健康長寿支援課）

- ( 1 ) 大牟田ハイツ敷地貸付収入 ( 土地 )
- ( 2 ) 大牟田ハイツ貸付収入 ( 土地建物 )
- 2 旧雇用促進住宅駐車場敷地貸付収入 ( 健康長寿支援課 )
  - ( 1 ) 普通財産貸付収入
  - ( 2 ) 行政財産使用料
- 3 生活保護費返還金 ( 保護課 )
- 4 重度障害者医療返還金 ( 子ども家庭課 )
- [ 歳出 ]
- 5 保健所管理費 ( 保健福祉総務課 )
- 6 試験検査費 ( 保健衛生課 )
- 7 動物管理センター管理費 ( 保健衛生課 )
- 8 幼稚園等施設給付費 ( 子ども育成課 )
- 9 学童保育所管理費 ( 子ども育成課 )
- [ 公印 ]
- 10 公印の管理 ( 保健福祉総務課、保健衛生課、健康長寿支援課、  
保護課、子ども育成課、子ども家庭課 )

**( 市議会事務局 )**

- [ 歳出 ]
- 1 負担金補助及び交付金 ( 市議会事務局 )
- [ 公印 ]
- 2 公印の管理 ( 市議会事務局 )

**( 選挙管理委員会事務局 )**

- [ 公印 ]
- 1 公印の管理 ( 選挙管理委員会事務局 )

**( 公平委員会事務局 )**

- [ 歳出 ]
- 1 公平委員報酬 ( 公平委員会事務局 )
- 2 公平委員会運営費 ( 公平委員会事務局 )
- [ 公印 ]
- 3 公印の管理 ( 公平委員会事務局 )

## 介護保険特別会計

### (保健福祉部)

[歳出]

- 1 生活支援コーディネーター事業費 (健康長寿支援課)

### 【個別指摘事項】

#### 一般会計

### (保健福祉部)

- 1 大牟田ハイツ貸付収入(土地建物) (健康長寿支援課)

大牟田ハイツの土地建物の賃貸借料については、納期限後に納付する場合は、納付金額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年2.8%の割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納付することと契約書で定めているが、納期限を過ぎて納入している事業者に対し、延滞金の徴収を行っていなかった。

契約書は、契約意思や内容を明確化したもので、確実に履行されなければならない。契約書の内容を再度確認し、契約書どおりに業務を履行されたい。

- 2 生活保護費返還金 (保護課)

#### (1) 滞納繰越について

29年度に調定された生活保護費返還金について、出納閉鎖期日までに納入されなかった場合は、出納閉鎖期日後の6月1日に30年度に繰り越すこととなるが、出納閉鎖期日前の4月1日に30年度へ繰り越されていた。そのため、29年度調定の生活保護費返還金について、出納閉鎖期日前に納入されたものが30年度の収入とされていた。

地方自治法施行令第160条では、「出納閉鎖後の収入は、これを現年度の収入としなければならない」と規定されており、29年度調定の生活保護費返還金については、30年6月1日以後に納入されたものを30年度の収入としなければならないが、出納閉鎖前に納入されたものを30年度の収入とすることは不適切である。

法の規定に沿った適正な事務処理に努められたい。

(2) 事務の委任について

生活保護法第 77 条の 2 の規定による費用等の徴収は市長の事務であり、福祉事務所長が行うためには、大牟田市福祉事務所長に対する事務委任規則による委任が必要となるが、当該委任がないにもかかわらず、福祉事務所長が行っていた。

法の規定に沿った適正な事務処理に努められたい。